

○白山市文化会館条例

平成17年2月1日

条例第95号

(設置)

第1条 市民教養の向上及び芸術文化の振興を図り、もって市民福祉の向上に資するため、白山市文化会館（以下「会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白山市松任文化会館	白山市古城町2番地
白山市美川文化会館	白山市美川中町イ16番地6
白山市鶴来総合文化会館	白山市七原町77番地

(指定管理者による管理)

第3条 会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の使用の許可に関する業務
- (2) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(使用の許可)

第5条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）事項の変更又は使用許可の取消しを受けようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 感染性の疾患があると認められる者

(5) 指定管理者の指示に従わない者

(6) 前各号に掲げるもののほか、使用をさせることが適当でない認められるとき。

(使用の取消し等)

第7条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用条件を変更し、若しくは使用を中止させ、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 申請に偽りがあったとき。

(5) 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

(6) 使用者が使用許可に付した条件に違反したとき。

(休業期間)

第8条 会館の休業期間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休業することができる。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第2に定める使用料を使用許可の際、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 喫茶施設を占有する者は、別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

3 附属設備等の使用料は、規則で定める。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により会館を使用できないときは、使用料を還付することができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、会館の使用を終えたときは、直ちに設備その他を原状に回復しなければならない。使用の取消し又は使用の中止を受けた場合も同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わり原状に回復する。この場合において、使用者はその経費を負担しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、会館使用中に建物及び器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づき損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松任市民会館条例（昭和59年松任市条例第1号）、美川町公民館設置条例（昭和29年美川町条例第12号）、美川町公民館使用料条例（昭和52年美川町条例第2号）又は鶴来町総合文化会館条例（平成12年鶴来町条例第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月23日条例第8号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月25日条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 会館の管理を法人その他の団体であって、市長が指定するものに行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の白山市文化会館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の白山市文化会館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月19日条例第52号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白山市営駐車場条例、白山市文化会館条例、白山市松任学習センター条例、白山市立公民館条例、白山市市民工房うるわし条例、白山市立石川ルーツ交流館条例、白山市体育施設及び有料公園施設条例、白山市身体障害者・老人福祉センター条例、白山市老人福祉センター条例、白山市松任斎場条例、白山市農林漁業者等健康増進施設条例、白山市農山漁村野外活動施設条例、白山市農村環境改善センター条例、白山市白峰コミュニティホール条例、白山市商工施設条例、白山市観光施設条例、白山市観光宿泊施設条例、白山市スキー場施設条例、白山市吉野工芸の里条例、白山市交流研修施設条例、白山市都市公園条例、白山市市民公園条例及び松任海浜公園パークゴルフ場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月24日条例第36号）

この条例は、平成26年10月19日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 20 日条例第 50 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 22 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白山市文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可に係る使用料について適用し、同日前に行う許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月 27 日条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の白山市営駐車場条例、白山市営松任駅南複合型立体駐車場条例、白山市民交流センター条例、白山市白峰地域交流センター条例、白山市教育施設使用料条例、白山市文化会館条例、白山市松任学習センター条例、白山市立公民館条例、白山市シーサイド松任条例、白山市吉野谷セミナーハウス条例、白山市松任青少年宿泊研修センター条例、白山恐竜パーク白峰条例、白山市農業体験学習施設条例、白山市体育施設及び有料公園施設条例、白山市福祉ふれあいセンター条例、白山市身体障害者・老人福祉センター条例、白山市民温泉条例、白山市児童館条例、白山市老人福祉センター条例、白山市保健センター条例、白山市健康増進センター条例、白山市松任斎場条例、白山市農林漁業者等健康増進施設条例、白山市農山漁村野外活動施設条例、白山市農林水産加工販売施設条例、白山市松任グリーンパーク条例、白山市白峰コミュニティホール条例、白山市商工施設条例、白山市観光宿泊施設条例、白山市温泉供給条例、白山市吉野工芸の里条例、白山市交流研修施設条例、白山市白峰温泉総湯条例、白山市松任ふるさと館条例、白山市市民工房うるわし条例、白山市立石川ルーツ交流館条例、白山市呉竹文庫条例、白山市立鳥越一向一揆歴史館条例、白山市松任安楽庵条例、白山市勤労者体育施

設条例、白山市都市公園条例、白山市市民公園条例及び松任海浜公園パークゴルフ場条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前に行う許可又は承認に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 3 月 2 2 日条例第 1 0 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

名称	休業日及び期間
白山市松任文化会館	毎週月曜日 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで
白山市美川文化会館	毎週月曜日 1 2 月 2 7 日から翌年 1 月 4 日まで
白山市鶴来総合文化会館	毎週月曜日 1 2 月 2 7 日から翌年 1 月 4 日まで

備考 休業日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日を休館とする。

別表第 2（第 9 条関係）

区分		午前の使用料 （午前 9 時～ 正午）	午後の使用料 （午後 1 時～ 午後 5 時）	夜間の使用料 （午後 6 時～ 午後 1 0 時）	全日の使用料 （午前 9 時～ 午後 1 0 時）
白 山 市 松 任 文 化 会 館	大ホール	1 2 , 5 2 0 円	2 0 , 8 7 0 円	2 6 , 1 7 0 円	5 2 , 3 5 0 円
	附 第 1 楽屋	4 1 0 円	6 2 0 円	7 3 0 円	1 , 5 7 0 円
	属 第 2 楽屋	4 1 0 円	6 2 0 円	7 3 0 円	1 , 5 7 0 円
	設 第 3 楽屋	1 , 0 4 0 円	1 , 5 7 0 円	1 , 8 8 0 円	3 , 6 6 0 円
	備 シャワー室	2 0 0 円	2 0 0 円	2 0 0 円	5 2 0 円
	等 多目的室	3 , 1 4 0 円	4 , 6 8 0 円	4 , 6 8 0 円	9 , 8 7 0 円
	3 0 1 研修室	1 , 1 5 0 円	1 , 5 7 0 円	1 , 5 7 0 円	3 , 4 5 0 円
	3 0 2 研修室	1 , 1 5 0 円	1 , 5 7 0 円	1 , 5 7 0 円	3 , 4 5 0 円

	303 研修室	1, 150 円	1, 570 円	1, 570 円	3, 450 円	
	304 研修室	2, 090 円	2, 720 円	2, 720 円	6, 110 円	
	401 研修室	3, 140 円	4, 680 円	4, 680 円	9, 870 円	
白 山 市 美 川 文 化 会 館	ホール	4, 170 円	6, 210 円	10, 380 円	18, 840 円	
	楽屋	520 円	520 円	1, 040 円	1, 570 円	
	視聴覚室	520 円	1, 040 円	1, 040 円	2, 090 円	
	軽運動室	2, 090 円	2, 090 円	2, 610 円	5, 190 円	
	講習室	1, 040 円	1, 040 円	1, 570 円	2, 610 円	
	調理実習室	4, 170 円	4, 170 円	4, 680 円	8, 860 円	
	学習室	1, 040 円	1, 040 円	1, 570 円	2, 610 円	
	講義室（和室）	2, 090 円	2, 090 円	2, 610 円	5, 230 円	
	白 山 市 鶴 来 総 合 文 化 会 館	ホ ー ル	800 席で 使用	20, 870 円	23, 010 円	23, 010 円
500 席で 使用			10, 380 円	11, 500 円	11, 500 円	33, 380 円
楽 屋		第1 楽屋	520 円	830 円	1, 040 円	2, 390 円
		第2 楽屋	520 円	830 円	1, 040 円	2, 390 円
		第3 楽屋	520 円	830 円	1, 040 円	2, 390 円
		大楽屋	1, 040 円	1, 570 円	2, 610 円	5, 220 円
リハーサル室		1, 570 円	2, 090 円	3, 140 円	6, 800 円	
シャワー室		520 円	830 円	1, 040 円	2, 390 円	
ホワイエ		2, 090 円	3, 140 円	4, 170 円	9, 400 円	
白山ホール		2, 090 円	3, 140 円	4, 170 円	9, 400 円	
研 修 室		第1 研修室	2, 090 円	3, 140 円	3, 140 円	8, 370 円
		第2 研修室	2, 090 円	3, 140 円	3, 140 円	8, 370 円
		第3 研修室	2, 090 円	3, 140 円	3, 140 円	8, 370 円
		第4 研修室	1, 040 円	1, 570 円	2, 610 円	5, 220 円
		第5 研修室	1, 570 円	2, 090 円	3, 140 円	6, 800 円

和室	1, 040円	1, 570円	2, 610円	5, 220円
茶室	1, 040円	1, 570円	2, 610円	5, 220円
展示用ケース	520円	1, 040円	1, 570円	3, 130円

備考

1 特に許可を受けて使用時間区分を超過して使用する場合は、「超過使用料」を徴収し、使用時間前後1時間の延長を許可することができる。この場合において、使用料金は次のとおりとする。

(1) 開館時間内で、超過使用する場合

1時間以内 使用料の5割

1時間を超えて2時間以内 使用料の10割

(2) 開館時間外で、超過使用する場合

1時間以内 使用料の10割

1時間を超えて2時間以内 使用料の20割

2 使用者が入場者から入場料等を徴収する場合又は営業の宣伝やその他これに類する目的を持って使用する場合（以下「営業の宣伝等」という。）は、次の割合を乗じて得た額を加算する。ただし、入場料等の額に段階があるときは、最高額を入場料等の額とする。

(1) 営業の宣伝等の目的で使用する場合 使用料の10割

(2) 3, 000円以下の入場料等を徴収する場合 使用料の10割

(3) 3, 001円以上の入場料等を徴収する場合 使用料の15割

3 冷暖房装置を使用する場合は、使用料の3割に相当する額を別に徴収する。

冷暖房の実施期間は原則として次のとおりとする。

(1) 冷房 毎年7月1日から9月30日まで

(2) 暖房 毎年12月1日から翌年3月31日まで

4 使用料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

5 使用時間が使用区分に満たない場合でも時間割計算はしない。

別表第3（第9条関係）

区分	使用料（年額）
白山市鶴来総合文化会館喫茶施設	502,850円

備考 月割分納によるときは、当該使用料の金額を12で除して得た額を各月に納付すべき使用料とする。この場合において、各月に納付すべき使用料の金額は、100円単位までにとどめて算出し、残余の金額があるときは、当該会計年度における当初の月分に加算して納付するものとする。